

外国人を雇用する事業者の皆様へ

外国人の方が退職し出国される場合は、
納税管理人の届出と市民税・県民税・森林環境税の納税に御協力ください！！

イメージ図

<現在>

令和7年度分 市民税・県民税・森林環境税
(令和6年中の収入を基に計算)

現在課税されている住民税は令和7年度分であり、令和6年中の収入を基に計算されています。特別徴収の対象となっている従業員の方については、年明け後1月1日～4月30日の間に退職される場合、一括徴収が義務付けられています！
おかげさまでほとんどの事業所の皆様に一括徴収の御尽力をいただき、多くが完納されています。

<これから>

令和8年度分 市民税・県民税・森林環境税
(令和7年中の収入を基に計算)

来年度課税される住民税は令和8年度分となり、令和7年中の収入を基に計算されます。令和8年1月1日時点で石巻市に在住の方は、一定の収入があれば課税の対象となります。そのため、よく見受けられる2月～5月の帰国者の方は新年度分が課税対象となっています！

しかし... 事業所に令和8年度分の決定通知書をお送りするのは令和8年5月中旬以降。納税義務者(従業員)に納税通知書をお送りするものは6月中旬頃となっているため、通知書がお手元に届く前に帰国する方の多くが未納となり、公平な課税事務ができていない状況にあります。

そこで、事業所の皆様におかれましては、現在課税されている住民税の納付指導とは別に、新年度分に関する下記手続きについて、大変お手数をおかけしますがぜひ御協力をお願いいたします。

Step 1

納税管理人の選任

【納税管理人申告書・承認申請書の提出】

Step 2

令和8年度分 市民税・県民税・森林環境税の税額把握

【市民税・県民税・森林環境税の税額試算依頼書の提出】

Step 3

特別徴収から普通徴収への切り替え

【給与支払報告・特別徴収に係る給与所得異動届出書の提出】

Step 1

納税管理人の選任

【納税管理人申告書・承認申請書の提出】

帰国する方で、日本から出国するまでの間に住民税を納めることができない場合は、出国する前に、日本に居住する方の中から自身に代わり税金の手続きを行う方（納税管理人）を決め、市区町村に届出する必要があります。届出以降、当該者に関する納税通知書は納税管理人にお送りしますので、納付のお手続きをお願いします。

Step 2

令和8年度分 市民税・県民税・森林環境税の税額把握

【市民税・県民税・森林環境税の税額試算依頼書の提出】

現在課税されている令和7年度分の住民税は、既に賦課決定され納めていただいているところですが、新年度分の住民税についてはまだ確定していない状況になります。

そのため、帰国する方についての「市民税・県民税・森林環境税の税額試算依頼書」及び「令和7年分源泉徴収票」を当市まで提出いただくことで、概算税額を後日、事業所に文書にてお知らせします（お急ぎの場合は即日FAXにて回答可能です）。

なお、試算した税額はあらかじめ納税義務者（従業員）から預かっていただきます。

Step 3

特別徴収から普通徴収への切り替え*

【給与支払報告・特別徴収に係る給与所得異動届出書の提出】

帰国する方で、令和8年度分給与支払報告書を特別徴収で当市に提出している場合、事業所宛てに特別徴収の決定通知をお送りしてしまうこととなります。よって、退職（出国）の予定が決まりましたら、Step1・2の手続きと併せて届出書の提出もお願いいたします。

※ 令和8年度分給与支払報告書を普通徴収で提出していた場合は異動届出書の提出は必要ありません。

なお、退職（帰国）後の通知書等の送付先が不明な状況になった場合、退職者に関する情報照会をさせていただくことがございます。

適正で公平な課税事務のため、事業所の皆様の御協力を何卒よろしくお願いいたします。

<法的根拠>

(1) 石巻市市税条例第37条

その年の1月1日において石巻市に住民票がある方は、その後に出国及び国内転出されても、市民税・県民税・森林環境税は石巻市で課税されることとなります。

(2) 石巻市市税条例第25条

市民税・県民税・森林環境税の納税義務者が市内に住所等を有しない場合には、納税に関する一切の事項を処理させるための「納税管理人」を定める必要があります。

【担当】 宮城県石巻市総務部市民税課

【電話】 (0225) 95-1111 (代表) (内線：3092～3098)